

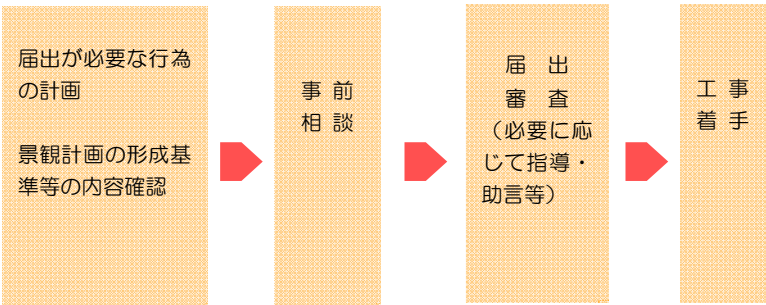
Ⅲ みんなで創る盛岡の景観

■届出について

市全域で右の表に掲げる行為を行う場合には、景観法に基づき、届出をしていただくことになります。

届出は、原則として建築行為等の着手の30日前までにしてください。また、大規模な建築物等の計画がある場合は、早めに事前の相談をしてください。

手続きの流れ



届出の必要な行為

建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 ・外観を変更する修繕や模様替、色彩の変更
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13m、又は建設面積1,000㎡を超える煙突、排気塔、記念碑、鉄柱など ・高さ10m、又は建設面積1,000㎡を超える物見塔、遊戯施設、貯蔵施設、ごみ処理施設、立体駐車場など ・高さ5mを超える擁壁、さく、塀など ・高さ20mを超える電線路など
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域の区域内においては、1,000㎡以上の行為 ・都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域の区域外においては、10,000㎡以上の行為
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の範囲で行う土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ5mを超え、又は占有する面積が1,000㎡を超えるものであって、継続して60日を超える行為

■盛岡市景観条例の骨子

1. 目的
2. 届出事項の追加
3. 届出等の適用除外
4. 勧告及び公表
5. 特定届出対象行為 (変更や是正命令の対象となる行為)
6. 命令に関する手続き
7. 景観重要建造物の指定等
8. 景観重要樹木の指定等
9. 景観審議会

景観条例には、景観法に基づき定める事項の他、景観形成の基準に適合するよう勧告を受けたにも関わらず勧告に従わない場合には、その旨を公表することができる規定や、景観形成に関する諮問機関として景観審議会を設置する規定を定めています。

■景観審議会

景観政策の推進に当たっては、景観、法律、経済、歴史、建築、色彩、造園等各専門的見地からの慎重な検討・審議が必要であることから、景観政策に関する事項の諮問等に対する審議機関として、各専門分野の方々や学識経験者で構成する景観審議会を設置しています。

Ⅳ 次世代に継承する景観をめざして

■都市計画制度等の活用

良好な景観の形成を実現するため、市民の合意形成を図りながら、「景観地区」、「高度地区」、「地区計画」等の都市計画制度を活用していきます。

■市民起点による景観からのまちづくり

地域の発意による景観に配慮したまちづくりの活動に対し、町内会や地域活動団体との協働を進め、景観に関する情報提供や技術支援に努めます。

景観からのまちづくりは、道路や建築物の建設などの施設整備によるまちづくりだけではなく、私たちの日々の暮らしの中で行われる清掃活動や緑化など身近なものからも育まれていくものであり、市民一人ひとりが、盛岡の良さを発見し、景観からのまちづくりに参画し、その活動の輪を広げていくことが大切です。

